

## 稲毛区と千葉経済大学及び千葉経済大学短期大学の 相互連携に関する協定書

稲毛区（以下「甲」という。）と、千葉経済大学及び千葉経済大学短期大学部（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携のもとに、相互の人的・物的資源の活用により、地域の更なる発展及び人材の育成を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとする。

- （1）経済学及び経営学、地域政策学、幼児・初等教育学等の専門性を活用した地域の課題解決や活性化など、稲毛区の発展に寄与すること
- （2）学生のボランティア活動推進に関すること
- （3）学生に対する選挙啓発に関すること
- （4）地域と連携した防災対策の推進に関すること
- （5）パラスポーツの振興に関すること
- （6）人材育成及び生涯学習振興に関すること
- （7）区民まつり、大学祭等への相互参画による行事の活性化に関すること
- （8）双方の広報媒体や施設を活用した効果的な情報提供に関すること
- （9）その他甲と乙が必要と認めること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

### （守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定の見直し）

第4条 甲乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙のいずれからも申し出がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。